

第四十八回 参議院通信委員会會議録第三号

昭和四十年二月十六日(火曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

一月二十九日

辞任

松平 勇雄君

補欠選任

古池 信三君

二月十五日

辞任

久保 等君

補欠選任

鈴木 強君

出席者は左のとおり。

理事

新谷寅三郎君

鈴木 恭一君

安井 謙君

横川 正市君

委員

植竹 春彦君

古池 信三君

郡 祐一君

白井 勇君

野田 俊作君

最上 英子君

谷村 貞治君

光村 基助君

徳安 實藏君

国務大臣

郵政大臣

郵政政務次官

郵政大臣官房長

電気通信監理官

電気通信監理官

郵政省監察局長

郵政省郵務局長

○理事(横川正市君) 委員の異動に伴い理事が一名欠員となっております。この際、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(横川正市君) 御異議ないと認めます。

○理事(横川正市君) 御異議ないと認めます。

○理事(横川正市君) 前回及び今日の理事会において協議いたしましたおもなる事項を申し上げます。

当委員会の定例日は、週二回、すなわち、火曜日、木曜日のそれぞれ午前十時開会を原則といたしました。が、当分、案件の少ない間は、週一回、火曜日の午前に委員会を開くことといたしました。

次に、付託議案につきまして、当日会議に付するかいなかにかかわらず公報に掲載しておくことといたして、理事会でそのつど、審議すべき案件を協議することといたしました。

また、今日の委員会においては、郵政大臣より所管事項概要説明を、また、日本電信電話公社總裁より事業概要説明を、それぞれ聴取し、質疑は後日に譲ることといたしました。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取し、質疑は後日に譲ることといたしました。

また、先般当委員会が行ないました事情調査について、派遣報告をお願いすることといたしました。

以上でございます。

○理事(横川正市君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

まず、徳安郵政大臣より、所管事項の概要について説明願います。

○国務大臣(徳安實藏君) 郵政省所管行政の現況につきまして、概略御説明申し上げます。

最初に今国会に提出いたしました法律案及び提出予定または提出を検討中の法律案について申し上げます。

提出いたしました法律案は、第一は、郵便貯金法の一部を改正する法律案であります。その内容は、貯金総額の制限額を現行の五十万円から百万円に引き上げること、その他預金者の利便をはかるため、所要の改正を行なうこととあります。

第二は、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案であります。その内容は、天災等による罹災者に対する救恤のための寄付金の払い込みについては、その料金を免除することができるよう改めること、定期的諸支払い金の自動振替制度を創設すること、その他利用者の利便をはかるため、所要の改正を行なうこととあります。

次に、提出を予定いたしております法律案は、第一は、電波法の一部を改正する法律案であります。これは臨時放送関係法制調査会の答申に伴う所要の改正を行なうこと、無線従事者の国家試験の簡素化をはかること、その他規定の整備を行なうこと等の改正を行なうことを内容とするものであります。

第二は、放送法の一部を改正する法律案であります。これは臨時放送関係法制調査会の答申に伴う所要の改正を行なうことを内容とするものであります。

以上のほか、郵便事業近代化に関する郵政審議会の答申に対処して所要の改正を行なうこと等を内容とする郵便法の一部を改正する法律案につき

ましては、目下検討中であります。
以上の各法律案につきましては、後ほど御審議をいただくことになると存じますが、その節はもとよりよくお願い申し上げます。

次に、昭和四十年度予算案について申し上げます。

郵政事業特別会計の予算であります。まず、その歳入予定額は、三千六百二十四億七千七百円でありまして、前年度予算額三千二百二十八億二千二百円に比較しますと、四百九十六億五千五百円の増加となっております。

このうち、収入印紙収入等一般会計等に繰り入れる業務外収入が八百九十六億八千八百円、郵政事業運営に必要な経費の財源となる歳入が二千七百二十七億九千六百円でありまして、前年度予算額に比較しますと、三百四十二億四百万円、一四〇の増加であります。

この内訳は、郵便、為替及び振替貯金の業務収入が二千二百二十六億八千四百万円、他会計等から委託された業務を運営する経費の財源に充てるために受け入れる受託業務収入が千三百五十三億二千九百円、収入印紙等の売りさばき手数料等雑収入が四十九億二千九百円、郵便局舎等建設財源に充てるための借り入れ金が五十七億円、設備負担金が四十一億五千四百円となっております。

次に、歳出予定額は、三千六百八十一億五千五百円でありまして、さきの歳入予定額に比較して五十六億三千八百円の歳出超過となっておりますが、これにつきましては、持ち越し資金をもつて充当する予定であります。

また、歳出予定額から業務外支出を除いた実体予算額は二千七百八十四億三千四百円でありまして、前年度予算額に比較しますと、三百九十八億四千二百円、一七〇の増加となっております。

この予算の中には、重要施策事項として定員の増員六千七百五十一人の経費をはじめとし、雇用難救済のための諸施策、郵便局舎の改善を含む事業施設の近代化、窓口機関の措置、貯蓄の増強等に必要経費が含まれております。

また、建設勘定予算額は百十五億七千万円でありまして、前年度予算額に比較しますと、十五億四百万円、一五〇の増加となっておりますが、この増加は主として郵便局舎の建設費の増加によるものであります。

次に、郵便貯金特別会計の予算であります。その歳入予定額は千六百六十七億一千万円でありまして、前年度予算額に比較しますと、三百九十一億七千万円、三二〇の増加となっております。

歳出予定額は千四百六十三億五千三百円でありまして、前年度予算額に比較しますと、二百七十二億六千六百円、二三〇の増加となっております。歳入歳出の差額は、法律に基づき積み立て金として処理することとなっております。

簡易生命保険郵便年金特別会計の予算におきましては、歳入予定額は三千八百八十六億三千三百円であり、前年度予算額に比較しますと、四百五十億四百円、一六〇の増加となっております。

歳出予定額は二千三百三十一億三千七百円であり、前年度予算額に比較しますと九十五億七千三百円、四〇の減少となっております。この減少は満期契約の減少に伴い保険金、分配金の支払いが減少することによるものであります。

歳入歳出の差額は、法律に基づき積み立て金として処理することとなっております。

次に、一般会計の予算であります。歳出予定額三十七億三千三百円であり、前年度予算額三十五億九千九百円に比較しますと、一億四百四十二万円の増加となっております。

この予算の中の重要施策としては、宇宙空間の開発研究に必要な電波施設の整備費八千万円、電波標準施設の整備強化に必要な経費七千五百万円、電波監視体制の整備強化と受信障害防止対策の推進に要する経費三千五百万円が含まれております。

ないほどの好成績をおさめることができました。その後の業務運行も引き続き円滑に行なわれておりますので、今後もこの状態を維持し、さらに向上させるよう、常に郵便物の動向等に即応した施策を講じてまいりたいと考えております。

郵便事業の近代化は年来の重要課題であります。これにつきましては、昨年十一月郵政審議会から、当面する数多くの問題について具体的な方策を述べた答申を受けておりますので、この答申を指針として鋭意近代化を推進してまいりたいと考えております。しかしながら、昭和四十年度は、事業の収支状況から見まして、新しい施策に對する大幅な投資が困難でありますので、さしあたり緊急度が高く実行可能なものから逐次改善をはかってゆきたいと考えております。

次に、郵便貯金事業の現況であります。本年度における郵便貯金の増勢は引き続き好調に推移しており、昨年十二月二十四日に本年度の増加目標二千七百億円を突破し、一月三十日現在におきましては、目標額の一三七〇に当たる三千七百十億円の増加額をあげております。この間、貯金現在高は昨年十月十五日に二兆円を突破し、一月三十日現在に二兆八千六百五十五億円となっております。今後もこの好調に気を許すことなく、一層の増強につとめまして、有終の成果をおさめたい所存であります。

なお、昭和四十年度の郵便貯金増加目標額につきましては、最近の郵便貯金の増勢及び財政投融資計画上の要請等を総合勘案して、三千八百億円と策定し、その達成につとめることとしたしております。

簡易保険及び郵便年金事業につきましても、順調に推移しております。すなわち、簡易保険におきましては、本年度新契約募集目標、保険料月額三十二億円に對しまして、一月二十日現在に十八億九千万円の実績額を示し、目標額の八九〇に達しております。これは前年同期に比較して六億九千万円、三二〇の増加であります。また、契約高は三十九年末におきまして三兆四千億円に達し、

資金総額は一兆一千億円となっております。

このような最近における募集や維持の好調並びに運用範囲拡大等の努力により、次第に業績が向上してまいりましたので、一月から剰余金の分配額を増額いたしました。

郵便年金の募集も好調で、本年度の募集目標額八億円は一月末に達成いたしました。

次に、簡易保険郵便年金積み立て金の昭和四十年年度運用計画について申し上げます。明年度の新規積み立て金は、既契約の集中満期による保険金等の支払いがふえるため減少を来いたしますので、回収金等を含めまして運用原資は千二百億円を見込んでおります。このうち、契約者貸し付け見込み額百億円を除き、千億円を財政投融資計画の一環として運用するのであります。この金額は本年度に比較して四百億円の減少であります。したがって、明年度は特に利回り向上及び事業基盤への資金還元を考慮して運用することにしたしております。

なお、昭和四十年度の新規募集目標額は、諸般の情勢を勘案して、簡易保険四十三億、郵便年金十億と策定しましたが、昨年四月から実施されました保険金最高制限額の百万円への引き上げ及び特別養老保険創設等の効果をさらに活用し、新契約の増強につとめる一方、運用利回りの向上並びに加入者福祉施設の整備拡充に努力いたしまして、一そう事業の推進をはかってまいれる所存であります。

次に、昨年四月から十二月までの間の犯罪件数は約二千四百件、金額は約二億二千万円でありました。

事故犯罪の防止につきましては、私の郵政大臣就任以来最も心を砕いていることの一つでありまして、従来にも増して職場規律を正しくし、正規の取り扱いを励むなど、職員全部がその職責を忠実に尽くすよう、たびたび厳しく通達するとともに、監察体制の一そうの整備をはかり、捜査に遺憾なきを期し、また、業務考査にあたって、事故犯罪の防止と早期発見を最重要とする

よう措置しております。

次に、電波関係について申し上げます。

御承知のごとく、昨年九月八日、臨時放送関係法制調査会から、電波法及び放送法の改正等に関する答申がありました。これにつきまして、冒頭に申し上げましたとおり、今通常国会に提出すべく目下成案化を急いでいるところであります。

テレビジョン放送局の開設状況につきましては、日本放送協会及び一般放送事業者に対しして開設の促進をはかってまいりましたが、特に昨年はオリンピック東京大会が開催された関係もあり、大幅な増加を見たのであります。本年一月末現在で、予備免許中の三十一局を含めると七百七十三局であります。これは昨年一月末の四百三十七局に比較しますと、三百三十六局の増加となっております。今後も放送の全国普及につきましては、一そう努力する所存であります。

また、今年は、約一千二百局のラジオ及びテレビの放送局につきまして、一斉に再免許の申請が行なわれるものと推定されますが、これらの申請の処理にあたっては、慎重審議いたしまして、放送が真に「国民のための放送」となるよう努力したいと考えております。

次に、わが国の無線局の総数は、現在二十三万局をこえており、この一年間において約六万局の増加を見ています。今後さらには増加の傾向にあるのであります。このような電波の需要に対しましては、できる限り電波の能率的利用をはかりつつ、その需要を満たすように努めてまいりたいと考えております。

次に、日本放送協会の四十年年度収支予算、事業計画等につきましては、なるべく早い時期に御審議をお願いすることといたしたいと存じております。

次に、日本電信電話公社の事業計画並びに予算案について申し上げます。

四十年年度の事業計画におきましては、電話増設百万個を行なうほか、公衆電話増設三万個、市外回線増設四百二十二万キロメートル、電話局建

設五百六十局等の施設増により一そうの電信電話設備の拡充とサービスの向上を推進いたすこととしております。

また、公社の四十年年度予算の概略を申し上げますと、損益勘定におきましては、収入は四千八百十四億円、支出は四千三百八十二億円、収支差額の四百三十二億円は建設財源及び債務償還等に充てることとなっております。

建設勘定におきましては、総額三千三百六十九億円で、この財源は、自己資金一千七百五十億円、外部資金一千六百十九億円を予定いたしております。このうち、財政投融资によるものは二百二十二億円、縁故者債券によるものは百六十六億円となっております。

なお、支出の内訳を申し上げますと、一般工事計画に三千三百七十七億円、農山漁村電話普及計画に六十二億円となっております。

以上をもちまして私の説明を終わりますが、何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

○理事(横川正市君) 次に、大橋日本電信電話公社総裁より、事業概要について御説明をお願いします。

○説明員(大橋八郎君) 電信電話事業につきましては、平素、格別の御配慮と御支援を賜わっております。まして、まことにありがたく、厚くお礼申し上げます。

ただいまから日本電信電話公社の最近の事業の概況につき御説明申し上げます。

まず、本年度の経営状況であります。三十九年度予算におきましては、事業収入を四千五百五十六億円と見込んでおりますが、十二月末現在におきまして実績は三千五百五十四億円に達しております。これは年間予算額に対して七五・九％の達成率であり、昨年度同期の七三・六％、一昨年度同期の七一・七％に比べて順調な歩みを示しております。三年ぶりで、予算に予定した収入額に對して、ある程度の増収を期待し得るものと考

えております。建設勘定につきましては、成立予算額は二千八

百九億円でありまして、これに前年度からの繰り越し額百八十二億円を加え、建設工事総額は二千九百九十一億円になっております。十二月末におきまして支出額は二千十三億円でありまして、総額に對し六七・三％の進捗率となっております。

また、十二月末におきまして加入電話の増設数は六十九万九千、公衆電話は二万五千でありまして、年間予定のそれぞれ八五・二％及び八六・二％を消化しております。その結果、十二月末における加入電話の総数は約六百七十七万七千加入、公衆電話の数は二十二万個となりました。

次に、昭和四十年年度予算について申し上げます。昭和四十年年度予算は、さきに策定いたしました電信電話拡充第三次五カ年計画に基づき、その第三年度として電信電話設備の拡充並びにサービスの改善をはかり、日本経済の発展と国民生活の向上に寄与することを基本方針として編成いたしました。

まず、損益勘定の内容について申し上げます。収入は電信収入百三十二億円、電話収入四千三百二十八億円、専用収入二百二十一億円、雑収入百三十三億円、合計四千八百四十四億円を見込んでおります。三十九年度に比べて六百五十八億円の増加となっております。

一方、支出は、総額四千三百八十二億円で、施設及び要員の増加等により、前年度に比べて七百三十一億円の増加となっております。その内訳について申し上げますと、人件費は三千三百八十六億円で、前年度に比べて百八十三億円の増加、物件費は六百四十五億円で、前年度に比べて百二億円の増加、業務委託費は四百七十三億円で、前年度に比べて六十七億円の増加、減価償却費は千二百九十六億円で、前年度に比べて二百五十億円の増加、その他利子等で百二十九億円の増加となっております。

以上の結果、収支差額は四百三十二億円となり、前年度に比べて七十三億円減少いたしております。

次に、建設勘定について申し上げます。その規模は総額三千三百六十九億円で、前年度予算二千八百九十九億円に對し五百六十億円の増加となっております。

この建設資金の調達は、内部資金で千七百五十億円、外部資金で千六百十九億円と予定しております。外部資金の調達は、加入者債券・設備料等で千三百三十一億円、公衆債券で二百二十二億円、縁故債券で百六十六億円をそれぞれ発行する予定といたしております。

建設計画について申し上げますと、加入電話は百万加入、公衆電話は三万個を増設して極力需要に応じますとともに、市外電話回線につきましては、四百二十二万キロの増設を行なって即時通話の範囲の拡大をはかるほか、大阪及び名古屋からすべての県庁所在地へ自動即時通話方式によるサービスを実施することといたしております。

次に、基礎工程であります。三十九年度末において設備が行き詰まり、これ以上電話の増設が不可能となる電話局が七百二十六局に達する見込みであります。したがって、この窮状を打開するため、前年度よりの工事統括局を含め五百七十七局の新電話局の建設を計画いたしております。このうち、年度内に百六十四局が完成し、サービスを開始する予定であります。また、市外電話の基礎設備につきましては、市外通話需要の増加及び即時化の要請にこたえるため、マイクローエーブ五十一区間、同軸ケーブル十六区間、市外ケーブル三百七十六区間の増設を行なうほか、四十三局の市外電話局建設を計画しております。

また、農山漁村における通信の需要に應ずるため、農村集団自動電話二万加入、農村公衆電話四千個を設置するほか、地域団体加入電話の設置、有線放送電話の接続を計画しております。

以上簡単にございますが、最近の公社事業の概況の説明を終わります。

今後ともよろしく御援助を賜りますようお願い申し上げます。

○理事(横川正市君) 以上両件に對する質疑は、

後日に譲ることといたします。

○理事(横川正市君) 次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

政府より順次、提案理由の説明をお願いいたします。徳安郵政大臣。

○國務大臣(徳安郵政大臣) ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の貯金総額の制限額を引き上げることをおもな内容とするものでありますが、以下、その改正の要点について御説明申し上げます。

第一点は、郵便貯金の預金者一人の貯金総額の制限額は、現在五十万円ですが、最近における利用者の所得及び貯蓄保有額の伸びの状況から見まして、これを百万円に引き上げようとするものであります。

なお、これに伴いまして、積み立て郵便貯金の一回の預入金額並びに定期郵便貯金及び定期郵便貯金の預入金額もあわせて引き上げることとしております。

第二点は、郵便貯金の権利の消滅に関しまして、現在法律で十年間の期間の進行を中断する事由を列挙しているのがありますが、その事由として、印章の変更の届け出その他省令で定める請求または届け出があった場合等を追加し、これによって預金者の権利を保護しようとするものであります。

第三点は、郵便貯金に預入することができる証券等の範囲を拡大して、その種類を法律に列挙するものほかに、省令で定めるものを加えて利用者の利便をはかることとするものであります。

第四点は、郵便貯金の払い戻し金は、現金をもって払い渡すことになっておりますが、高額の貯金の払い戻しをする預金者等の利便をはかるため、省令で定める郵便局においては、現金の交付にかえて小切手をもって払い渡すことができるよ

うに改めようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決ください。次に、ただいま議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

まず改正の第一点は、天災その他非常の災害に際して被災者の救済を目的とする寄付金を、地方公共団体、共同募金会等に、郵便振替貯金を利用して送金する場合には、その料金を免除することができるよう改め、国民の善意の救済に寄与しようとするものであります。

第二点は、電気、ガス、水道等の料金の収納は、現在各事業者が戸別集金により行なっておりますが、これら公益事業等の料金を定期に継続して支払う場合には、支払い人及び事業者の振替貯金口座を通じて、簡便な手続によって支払うことができる定期継続振替制度を新設して、双方の利便をはかり、あわせて郵便振替貯金の利用を増進しようとするものであります。

第三点は、郵便振替貯金の払い込み金に充てることができる証券等の範囲を拡大して、その種類を法律に列挙するものほかに、省令で定めるものを加えて利用者の利便をはかることとするものであります。

その他小額の払い出し金については払い渡し郵便局の指定を任意とすること及び電信による振替または払い出しの請求を直接口座所管庁にすることができるよう改め、加入者の利便をはかるために改正を行なうとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決ください。以上が、この法律案の提案理由であります。

○理事(横川正市君) 以上両案に対する提案理由の説明は終わりました。質疑は後日に譲ることといたします。

○理事(横川正市君) 次に、派遣委員の報告に關

する件を議題といたします。

先般当委員会が郵政事業、電気通信事業及び電波監理並びに放送に関する実情調査のために行ないました派遣委員の報告を、まず第一班東海班からお願いたします。

○部詰一君 私は、占部委員長とともに、去る一月十二日より三日間、東海地方における通信関係業務を視察してまいりましたが、その詳細は、委員長のお許しを得て、会議録にとどめたいと存じますので、御了承を願います。

右簡単でございますが、御報告いたします。

○理事(横川正市君) 次に、第二班近畿班にお願いたします。

○白井勇君 私は、須藤委員とともに、去る一月十二日から三日間、近畿地方における通信関係業務を視察してまいりましたが、その詳細は、委員長のお許しを得て、会議録にとどめたいと存じますので、御了承を願います。

右簡単でございますが、御報告申し上げます。

○理事(横川正市君) ただいま報告がございました各班からの詳細な内容の派遣報告が提出されておりますが、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(横川正市君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午前四時四十九分散会

〔参照〕

第一班視察報告書

占部秀男委員 郡 祐一委員

第一班は去る一月十二日より三日間、東海地方における通信関係業務の運営状況を視察して参りましたので、その概要を御報告いたします。

当管内は愛知、静岡、三重、岐阜の東海四県でありまして、地図上では太平洋岸に面し、気候風土も温暖のように見えますが、中部山岳地帯に近

い地方、殊に岐阜県の高山地方、三重県の鈴鹿地方の如きは、およそ東海地方の一般概念から程遠いものがあり、また、産業、経済、文化の面でも、熱海、伊豆半島、三島、沼津等は名古屋圏よりむしろ東京圏に近く、逆に、三重の一部は大阪圏に近いという状況にあるので、名古屋の郵政局、監察局等からの業務管理、人心の把握等に種々困難な事情があることとありましたが、もつとものことと拝聴いたしました。

しかしながら、この管理困難な諸情勢下において、大体において全国の一〇〇程度の事業量をもつ管内の諸事業に対する山本郵政局長よりの所管事項の報告、及びその調査、さらに、築山名古屋中央郵便局長の報告、及び局内の職場等に徴するに、郵便事業はもとより、貯金事業、保険事業、いずれも目ざましい進歩を見せており、郵便の全国第一位をはじめとして、貯金事業も連続全国一早期達成の成績を収めつつあり、また、最近まで低順位に低迷していた保険事業も五位に躍進するにいたりました。山本局長以下の説明、その詳細を極めた各種調査、統計類を見たとき、郵政局、郵便局の全従業員がいずれも事業愛に徹し、自分達の使命に目ざめて事業運営に体当たりしている様子がよくよく見てとれ、山本局長の真摯な態度、事業遂行に対する部下の把握、よき業務管理がようやく下部まで浸透した結果であると思われ、まことに心強く感ずるとともに、同氏の努力に深く敬意を表する次第であります。

まず郵便事業を見るに、漸進する名古屋屋にふさわしく例年著しい増加を示しており、また問題の年賀郵便物の元日配達状況も、十二月三十一日打ち切までのものの外、事後に到着のものをも含め、管内普通局全局で一〇・一・五％という空前の成績で全国第一位とのことであり、これはおそろしく絶後ともいえる好成績ではないかと考えられます。郵便貯金事業においても、三十八年度は管内目標額を八月八日に全国にさきがけてトップを切つて達成し、年度末においてこれまでの最高の約二七・二億円、対目標割合二〇・四％と全国第一位の成

續を納め、本年度においても目標額二二億円を十月十日に全国トップで突破し、目下二年連続首位を堅持しております。

簡易保険事業は、十二月二十日現在で対目標割合四六・三％で全国第五位の成績であり、年金は第三位であります。貯金は好むが保険を余り好まない当地方の人情風俗からすると、以上の成績向上は日頃の努力がようやく報いられて来つつあるものと考えられます。

郵政監察については、当管内に、静岡市七間局の有名な二千万円使い込み事件もあつて、特に監察の強化を要望されておるのであります。郵政局と常時、監察結果措置確保の協議会を開催したり、防犯対策特別委員会を設けて防犯対策を強力に推進しておりますが、なお件数、金額ともに若干の増加を見ているのは遺憾であります。

電気通信事業も、伸びゆく名古屋に順応して逐年躍進してまいり、加入電話も毎年八、九万を増設しておりますが、なお現在十五万余の積滞を示しております。普及率は三十八年度末において一〇・〇人当り六・一三、住宅加入率は一五・三％となつており、今後は住宅電話が多くなる傾向にあるので、一電話当りの稼働率は次第に低くなつて行くものと考えられます。問題である事業収入の最近の動向と今後の見通しについては、大抵全国と軌を一にしているものといふべく、三十九年度四月、五月は赤字でスタートしたが、加入電話の早期開通にさえられ六月から九月までは増収に転じ、十月、十一月は再び赤字となつたが、これは景気調整の浸透によるものと推測され、このまま推移すれば本年度は本社割当四六八億円に対し実績四六・一億円、約七億円の減収となる見込とのことであります。

次に電波監理行政について申し上げますと、管内の無線局は、電波利用の飛躍的發展に伴つて年々四〇―五〇％の増加率を示しており、主として市民ラジオ、アマチュアおよびタクシー無線等の増加が著しく、現在も日々約六〇〇件に及ぶ免許申請が提出されている状況であります。これに伴つて電波監理局より

一、電波監視施設の整備強化について
(当局には監視部の設置がない)

二、要員の増加について

当管内の有線放送電話施設は年々大規模化の傾向にあり、四日市有線放送電話が一〇、〇〇〇加入を集中方式で実施しているのを筆頭に、一、〇〇〇〇加入以上のものが全施設数の三二・三％に達し、さらに三十九年四月から現在までの許可件数三〇施設のうち二〇施設(六六・六％)が一、〇〇〇〇加入以上の規模となつております。

このように、次第に大規模化し、それがほとんど自動方式を採用しはじめたこと、設備規格がデラックス化したこと等の傾向にある反面、公社接統の希望の意思表示をしている施設者はわずかに一三施設であり、二六九施設に対しわずかに四・九％であることは、今後相当問題となるべきものと考えられ、公社の農村自動電話施設との関連においてもさらに検討を要することが必要であると感じました。

管内のラジオおよびテレビジョン放送事業関係については、NHKと民放各社との格差が次第に目立つてくるようであり、また民放各社の間でも、テレビ業者はUHFによる中継局の設置を希望し、ラジオ単営業者はテレビの兼営を希望しておりますが、各社とも業績はきわめて好成績であり、NHK、民放各社とも相協調して円満に友好裡に運営されておるようであります。

第二班視察報告書

白井 勇委員
須藤五郎委員

第二班は、去る一月十二日より三日間近畿地方における通信関係業務の運営状況を視察して参りましたので、その概要を御報告いたします。

当管内は大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の二府四県を擁し、大阪を中心として京都、神

戸など商工業・金融・運輸の著しく発達した諸都市をつらね、国内的にも国際的にも重要な意義を有する一大経済圏を形づくつております。都市近郊には機械化された農村地帯、山岳部には豊富な林産地帯を有する反面、恵まれない地域には小規模な経営を営む多くの純朴な農山漁村があり、多彩な地域的特色を有しております。

まず郵政事業について申し上げます。郵便物数の増加状況は逐年着実な伸長を示し、三十九年九月末現在で前年度に比較して四％の増加、ことに速達、書留等の特殊通常が著しい伸びを示しております。管内総物数は全国の一・九二％を占め、特に京阪神市内における物数は管内の六五％、全国の一・二五％を占めております。年賀郵便の引受状況は、早期吸収の目標日とした十二月二十二日には前期の一〇六％、元旦までの引受総物数は二億二、五〇〇万通で、前年に比し七・九％増でありましたが、その配達については元旦完配といえる好成績でありました。

郵便貯金の奨励状況につきましては、本年度の目標額は、前年度より五六％増で、経済状況の不振もあつてその推進は相当困難視されておりましたが、貯蓄性の高い定期貯金を中心に着実に進展し、十二月末現在目標額の一一三〇％となり、前年より四二％の増加を示しております。また、簡易保険、郵便年金の奨励状況も、保険金最高制限額の引上げ、特別養老保険の発売などの新施策の推進によつて簡易保険は着実に進展しており、郵便年金も保険と併行推進して普遍的普及をはかる方針がとられ、それぞれ年度末においては前年と同率程度までの上昇が期待されております。

郵便局舎状況についてみますと、管内の普通局一三〇局、集配特定局四七局、無集配特定局一、五三三局中、改善を要する局舎は、普通局七〇局、特定局七七八局もあり、また都心部および周辺地域の急激な郵便需要の増加に対処するため、目下、昭和三十六年度を初年度とする局舎改善五カ年計画に従つてその整備を図つておりますが、当局はさらに抜本的解決を図るため、集中処

理局の新設等を含め四十一年度を初年度とする局舎改善五カ年計画を策定中であります。

なお、大阪郵政局より次のような要望事項がありました。

一、交通規制の特例について
最近の京阪神における道路交通のふくそうと相次ぐ交通規制の強化に伴い、機動車および郵便専用自動車による郵便集配、運送業務の運行が極めて困難な状況にあるので、郵便専用車両類の交通規制に対する道路通行の特例認可方について尽力を願いたい。

二、簡易保険および郵便年金積立金の運用に関する法律等の改正について
加入者の福祉を増進し、事業経営の健全化を図るためには、運用利廻りを一段と向上させる必要がある。余裕金の郵政省直接運用、積立金の運用範囲拡大につき尽力を願いたい。

三、事業用敷地買収に伴う譲渡所得低減措置の簡素化について
用地買収に際し、土地所有者は国との取引額がすべて譲渡所得算出の基礎となつて不利であるとして売却に応じない事例が非常に多いが、この対策として、土地収用法に基づく事業認定によつて、租税特別措置法の適用を受け低減を図ることになるが、この事業認定は煩雑な手続と時日を要し、事業の進捗上多大の支障をきたしている事情にある。郵政事業用地買収についてはすべて買収担当部長の証明によつて租税特別措置法による課税軽減の特例を適用されるよう御配慮を願いたい。

次に郵政監察の実施状況について申し上げます。当管内における十二月末現在の郵政犯罪は、発生件数三六六件、金額にして九、七二二万円、前年同期に比較すれば件数において減、金額では増となつていますが、その主なるものは締切郵便窃取、為替・貯金の詐取、保険料横領、普通通常郵便物窃取等であり、局舎侵入事件は昨年同期と比較すると五三％も減少しております。これらの犯罪に対する検挙数は一五四件、一五九名(部内者五二名、部外者一〇七)であります。職

員の志気高揚、事業信用の維持の上からも犯罪の撲滅を期待したいところであります。一方、業務考査につきましても、最近の事業犯罪の特質などから、普通局は郵便業務と貯金・保険の局外取扱事務、特定局は貯金業務に重点をおき、地域別では京阪神およびその周辺地域は特別考査、その他の地方は総合考査にそれぞれ重点をおいて、犯罪防止中心の考査を実施中であります。

次に電氣通信事業について申し上げます。当地方の最近の動きとして、昨年制定された近畿圏整備法にもとづき、一つの近畿をめぐって京阪神等大都市の整備と地方都市の開発がすすめられ、道路、港湾、通信等の整備が強く要請されているところであります。

当地方の電話事情は、第一次第二次の電話拡充計画の進展に伴って逐年増設され、管内の十二月末現在の電話加入数は一三二万四、〇〇〇、自動化率八七・五％となっております。しかしながら、電話需要はきわめて烈でありまして、その充足率は三〇％前後にとどまり、その積滞数は三九万六、〇〇〇に達し、増加する一方でありまして、申込積滞は当分解消されそうもない状況にあります。一方、事業収支の動向は、収入面においては低単金加入者の増加、支出面においては人件費および減価償却費等の増大により、逐年悪化の傾向にあります。当局は、これに対処して、新技術の開発、駆使による建設費の節減、生産性の向上等諸施策の推進を図っておりますが、これら需要の増高、収支の動向は、今後の長期拡充計画の推進に影響するところが大であると思われまします。

国際通信につきましては、大阪支社管内の事業は順調に進展し、逐年業績の向上をみております。三十九年度上半期の業績は前年同期と比較しますと、取扱量において国際電報二・六％、国際電話三七・七％、国際テレックス一〇・〇％とそれぞれ増加しておりますが、特に国際電話の増加が著しいのは、太平洋横断ケーブルの開通による影響と考えられます。営業収入は前年同期に比較して約八％の増収となっており、当支社収入は会社全体

の二二％を占めております。最近の主な施策としては、関西第二送信所の建設用地の買収、大阪・台北間の超短波の散乱波によるテレックス回線の実用化、大阪局における超短波による国際船舶通話業務の開始等があり、逐次施設の拡充とサービスの向上に努力中であります。

次に電波行政について申し上げます。電波利用の大衆化に伴って、当管内の無線局数は十二月末現在三万六、〇〇〇局を超える盛況を示しております。今後ますます増加する傾向にあります。新設局の主なもの、陸上関係においてはタクシー無線、市民ラジオ、アマチュア局等でありますが、海上関係においては、貿易量ならびに国内荷動き量の増大に伴う新船の建造、内航小型貨物船の無線利用の普及、ならびに漁業無線局の漸増によるため、当局では、関係法令の改正や地方局長に対する権限の委譲等を逐次実施し、移動系のほとんど全部とその他特別の指定を受けた無線局については、免許監理事務はすべて地方電波監理局長の権限にまかせたため、事務処理は大いに能率化されております。また、無線局激増に伴う周波数割当上の困難性、SSB、マイクロ波等の新技術採用等のため、地方局で行なう審査もかなり高度なものとなつてきているので、職員の再訓練を実施する等、その研究および知識の向上に努力中であります。

なお、近畿電波監理局より、近時、粗悪な電氣機器から発生する電氣的障害波のために、放送や一般通信に対する受信障害がますます増加しているとの、その対策として、機器の製造段階において防止措置を講じ、雑音発生の未然防止ならびに取締りの徹底が期せられるよう、雑音防止に関する法制整備について御高配を願いたい、との要望がありました。

次にラジオおよびテレビジョン放送事業について申し上げます。当管内にはラジオ三三局（NHK二一局、民放一二局）、テレビ二二局（NHK一七局、民放四局）が設置され、ラジオ・テレビの普及状況は十月末現在受信者甲二七八万、乙三三九万でありまして、テレビの普及率は全世帯の八五％に達し、全国平均七九・六％に比し第一位の高率となつております。しかしながら、地勢の関係上なお難視聴地域対策の問題が残つており、そのためNHKは、テレビ第二次チャンネル・プランの決定に従つて、六局を既に開局、今年度中にさらに四局の開局を予定しています。

民放各社については、一般企業の放送広告費投下額の伸張に伴ない、事業経営は順調な成績をあげておりますが、ラジオ単独局は、ラジオとテレビを比較した場合の広告手段としての本質的な弱味から、その経営は必ずしも良好とはいえないようでありまして、最後に、民放各社から次のような要望事項がありました。

在阪テレビ四社（毎日放送、朝日放送、読売テレビ、関西テレビ）より、京都、兵庫、和歌山、滋賀等におけるテレビ難視聴地域解消のため、四社共同中継局を開設できるよう御配慮願いたい。またラジオ単管四社（近畿放送、ラジオ関西、和歌山放送、大阪放送）より、地域社会への奉仕を一段と強化し、経営改善の転機とするためテレビ兼営ができるよう御配慮願いたい。

以上で報告を終わります。

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、山形県東根市東根、神町に電報電話局舎建設に関する請願（第四七二号）

第四七二号 昭和四十年一月二十六日受理
山形県東根市東根、神町に電報電話局舎建設に関する請願

請願者 山形県東根市長 工藤恒太郎
紹介議員 占部 秀男君
東根市東根及び神町に電報電話局舎をすみやかに建設して市内電話の一本化と通信の近代化を図りたいとの請願。

理由
一、本市では、当局の要請により、昭和三十六年度に東根及び神町の二箇所約六百五十坪の電報電話局舎建設敷地をあつせんし、一日も早く建設されるよう希求している。

二、本市内には電話取扱局が三局あるが、三地区相互間の通話には二、三十分、はなはだしい場合は一時間以上を要し、市民の不便はこの上もなく、地域産業文化の発展を阻害し、市政運営上支障をきたしている。

三、本市最近の状況
(一) 昨年七月一日から山形唯一の空の玄関神戸空港が開設された。

(二) 二、三年間に市企業誘致条例適用工場十二工場が新設され、適用外の中小工場等も目下続々建設されている。

(三) これら新設工場や店舗住宅が集中しつつある国道十三号線中、東根温泉、村山市間約千余メートルの地域には、市で昨年六月新たに工業用等の幹線水道を敷設した。

(四) 東根温泉には、七百八人の観光施設として、市立厚生会館及び県立老人福祉センターを新築している。

四、本市は経済的にますます発展の途上であり、現在の電話加入者はすでに村山市等近接市町よりも多数で、今後も電話需要はいつそう増加する傾向である。

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十九條第一項中「又は貯金の現在高の確認

のためにする通帳又は貯金証書の提出」を「若しくは貯金の現在高の確認に係る請求、印章の変更に係る届出その他省令で定める請求若しくは届出又は第二十二條の規定による通帳若しくは貯金証書の提出」に改め、「若しくは貯金証書の提出」の下に「これらを亡失した場合には、第十八條の規定による再交付の請求」を加える。

第三十四條及び第三十五條を次のように改める。
第三十四條（証券等による預入）次に掲げる証券又は証券は、省令で定めるところにより、その表示する金額で通常郵便貯金に預入することができる。

一 小切手

二 郵便為替証券

三 郵便振替貯金の払出証券及び支払通知書

四 前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ、又は郵便局においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証券又は証券の種類で省令で定めるものに属する証券又は証券

前項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、当該証券又は証券につきその表示する金額による決済又は払出しがあつた後でなければ、貯金の現在高がその証券又は証券による預入金額を下るような払いもどしをすることができない。

第三十五條（預入された証券等の決済不能等）通常郵便貯金に預入された証券又は証券につき、郵政省の責に帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払出しを受けることができなかったときは、その預入は、はじめからなかつたものとみなす。

第三十七條に次の一項を加える。

省令で定める郵便局においては、払いもどし金の払渡しにつき、預金者の申出があるときは、現金の交付に代えて、省令で定めるところにより、当該払渡しに係る郵便局を支払人とする

る小切手を振り出す。

第四十七條第一項中「百円以上二万円以下」を「百円以上四万円以下」に改める。

第五十四條中「又は十万円」を「十万円又は二十万円」に改める。

第五十五條に次の一項を加える。

定期郵便貯金の払いもどし金の払出しについては、第三十七條第二項の規定を準用する。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第三十四條及び第三十五條の改正規定、第三十七條に一項を加える改正規定並びに第五十五條に一項を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 振替」を「第三節 振替」に改める。

第十六條第一号中「第三十四條第二項」を削る。

第二十三條に次の一項を加える。

郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合には、省令で定めるところにより、地方公共団体、共同募金会、共同募金会連合会その他省令で定める法人の口座（当該法人の申請により郵政大臣が指定するものに限る。）に対してする当該災害の被災者の救援を目的とする寄附金の送金のため通常払込み及び通常振替につき、その料金を免除することができる。

第二十九條中「第三十四條第二項」を「第三十七條の四」に改める。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條（証券等をもつてする払込み）次に掲げる証券又は証券は、省令で定めるところにより、その表示する金額で通常払込みの払込金に充てることができる。

一 小切手

二 郵便為替証券

三 郵便振替貯金の払出証券及び支払通知書

四 前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ、又は郵便局においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証券又は証券の種類で省令で定めるものに属する証券又は証券

前項の規定による払込みに係る郵便振替貯金については、当該証券は証券につきその表示する金額による決済又は払出しがあつた後でなければ、口座の現在高がその証券又は証券による払込みの金額を下るような振替又は払出しの取扱いをしない。

第三十四條（払込金に充てられた証券等の決済不能等）郵便振替貯金の払込金に充てられた証券又は証券につき、郵政省の責に帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかったときは、その払込みは、はじめからなかつたものとみなす。

第三十六條第二項中「加入者の請求に因り、省令で定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で、口座所管庁に通知し、口座所管庁において」を「加入者が、省令で定める郵便局又は口座所管庁に請求し、省令で定める郵便局において加入者の請求を受けたときは、その請求に係る事項を電信で口座所管庁に通知し、口座所管庁において加入者の請求又は当該郵便局の通知を受けたときは」に改める。

第三章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 振替の定期継続取扱

第三十七條の二（定期継続振替）定期に継続してその口座の貯金をもつて電気事業、ガス事業又は水道事業の料金その他省令で定める料金の支払をする加入者で省令で定める基準に適合するものは、この節で定めるところにより、定期に

継続してする振替（以下「定期継続振替」という。）の取扱いを受けることができる。

第三十七條の三（振替）定期継続振替においては、省令で定めるところにより、前条に規定する料金を支払う加入者が、当該料金を収納する加入者と協議して口座所管庁に申出をし、口座所管庁において、その申出に基づき、当該料金を収納する加入者からの当該料金の支払の催告に應じて、当該料金の額に相当する金額を当該申出をした加入者の口座の貯金から払い出し、これを当該料金を収納する加入者の口座に受け入れる。

前項の場合において、貯金を払い出す口座の属する口座所管庁と貯金を受け入れる口座の属する口座所管庁とが異なるときは、口座所管庁相互間における必要な通知は、郵便である。

定期継続振替の料金は、通常振替の料金と同額とし、第一項の規定により貯金を受け入れる口座の貯金から控除して徴収する。

第三十七條の四（振替ができない場合の通知）口座所管庁は、前条第一項の催告を受けた場合において、口座の現在高の不足により当該催告に係る料金の額に相当する金額を当該料金を支払う加入者の口座の貯金から払い出すことができないときは、その旨を当該料金を収納する加入者に通知する。

第三十七條の五（定期継続振替の取扱いの廃止）定期継続振替の取扱いの廃止の申出は、第三十七條の三第一項の申出をした加入者が、その同項の申出をした口座所管庁又は郵便局に対してする。

定期継続振替の取扱いの廃止については、第三十七條第二項から第五項までの規定を準用する。

第三十八條第一項中「郵便局」の下に「（省令で定める場合においてその指定がないときは、受取人の選択する郵便局）」を加え、同条第二項中「加入者の請求に因り、省令で定める郵便局において」を「加入者が、省令で定める郵便局又は口座所管庁

に請求し、省令で定める郵便局において加入者の請求を受けたときは」に改め、「口座所管庁において」の下に「加入者の請求又は当該郵便局の通知を受けたときは」を加える。

第四十条第一項中「払渡」の下に「（払出金を払い渡すべき郵便局を指定してした請求に係るものに限る。）」を加える。

第五十条の六中「第三十三条第二項及び第三十四条第二項」を「及び第三十三条第二項」に改める。

第五十六条第二項中「口座所管庁の指定する郵便局」を「郵便局（省令で定める場合には、口座所管庁の指定する郵便局）」に改める。

第五十八条第一項中「地方公共団体」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により地方公共団体の収納若しくは支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定により地方公営企業の業務に係る出納事務の一部を取り扱う金融機関」を加え、同条第二項中「地方公共団体」の下に「又は前項の金融機関」を加える。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

第六十条第一項中「組合」の下に「若しくは第五十八条第一項の金融機関」を加え、「賦課令書、納額告知書又は納付書」を「その他省令で定める納入に関する書類」に、「賦課令書、納額告知書及び納付書」を「その他省令で定める納入に関する書類」に改め、同条第二項中「組合」の下に「若しくは第五十八条第一項の金融機関」を加える。

第六十二条第一項中「組合」の下に「並びに第五十八条第一項の金融機関」を加え、同条第二項中「組合」の下に「並びに第五十八条第一項の金融機関」を加え、「当該地方公共団体の口座」を「当該口座」に改める。

第六十三条第一項中「第五十八条から第六十一条まで」を「第五十八条、第六十条及び第六十一

条」に改める。
第六十三条の二中「第五十八条から第六十一条まで」を「第五十八条、第六十条、第六十一条」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次、第十六条第一号、第二十九号、第三十三号及び第三十四号の改正規定、第三章第三節の次に一節を加える改正規定並びに第五十条の六の改正規定は、昭和四十年七月一日から施行する。